

(別 紙)

農家経営安定資金（小災害資金：原油価格・物価高騰対策資金）の留意点

1 貸付対象者

原油価格や飼料価格、農業資材価格の高騰により農業経営に影響を受けている農業者

2 資金用途

農業経営に必要な燃油、飼料及び農業資材を購入するために必要とする資金（農業資材とは、ハウスフィルムやマルチ等の被覆資材及び肥料を指します。）

3 本資金のコード

「福島県制度資金利子補給事務電算処理要領」の「福島県制度資金電算コード表」に定める小災害資金における災害コードは、「04061」です。

4 融資について

- (1) 本資金の融資に当たっては、「原油価格・物価高騰による影響確認書」により、原油価格・物価高騰による農業経営に対する影響の状況を確認してください。
- (2) 農業経営に必要な燃油の購入資金が対象のため、家庭用燃油の購入資金は対象外です。
- (3) 燃油価格は変動することが予想されることから、県の利子補給承認後は速やかに貸付実行するとともに、農業者等に対しても速やかに事業完了するよう指導し、燃油価格の変動に伴う借入金額の変更が生じないように注意してください。
なお、借入申込み時の燃油価格よりも実際に購入する燃油価格が下落し、借入金額が減少となる場合には、「農家経営安定資金の融通を図るための利子補給要綱」第9条に基づく変更承認申請を速やかに行い、承認を受けてください。（燃料価格が高騰した場合は、変更承認申請をする必要はありません。）
- (4) 多額の資金を必要とする場合は、日本政策金融公庫や農業近代化資金など他の農業制度資金を活用し、資金需要に対応願います。

5 償還方法

償還期限は5年以内（うち据置期間1年以内）です。

元金の償還は、均等年賦又は一括償還です。

償還日は、毎年3月20日又は、12月20日のいずれかです。

6 貸付限度額について

500万円以内です。

7 本資金の期限

融資機関への申込期限：令和9年3月5日（金）まで

利子補給承認申請：令和9年3月12日（金）まで

利子補給承認：令和9年3月26日（金）まで

貸付実行期限：令和9年4月26日（月）まで

※貸付実行期限までに貸付できなくなった場合は、速やかに所定の手続きをして

ください。

8 債務保証

通常の農家経営安定資金の保証引受条件となります。

※福島県農業信用基金協会の保証条件

- (1) 保証料率 年0.27%
- (2) 保証割合 100%
- (3) 担保・保証人
 - ・個人： 保証申込額が無担保かつ第三者保証人を徴求していない他の基金協会保証付資金（農業近代化資金等を除く農業資金）の既保証額と合わせて3,600万円（認定農業者かつ農産物販売金額が2,000万円以上の場合、7,200万円）以内の場合、無担保・無保証人。
 - ・任意団体： 原則任意団体と構成員全員の連帯債務により、任意団体と構成員全員に対するすべての無担保・無保証人扱いの既往保証残高との合計を構成員数で除した額が1,200万円以内の場合、無担保・無保証人。
 - ・法人： 代表者個人連帯保証により、保証申込額が既保証額（有担保および農業近代化資金等を除く）と合わせて3,000万円（認定農業者及び特定の農業資金借入者は3,600万円）以内の場合、無担保。
農業近代化資金等を借り入れている場合は、無担保の既保証額と合わせて6,000万円（認定農業者は7,200万円）以内の場合、無担保。

9 貸付利率及び利子補給率

貸付利率は、2.5%以内（融資機関において0.3%以上を負担していただきます。）、県の利子補給率は、0.95%で取扱期間中固定とします。

10 利子補給承認申請

- (1) 農家経営安定資金利子補給承認申請書に次の書類を添付し提出してください。
 - ア 農家経営安定資金（小災害資金）借入申込書（第2-1号様式）又は借入申込書兼債務保証委託申込書（第2-2号様式）の写し
 - ※借入申込書又は借入申込書兼債務保証委託申込書では「農業被害証明書」を添付書類としていますが、原油価格・物価高騰対策資金においては当該証明書は不要です。
 - ※福島県農業信用基金協会による保証の希望がある場合には、借入申込書兼債務保証委託申込書を使用してください。
 - イ 原油価格・物価高騰による影響確認書（内容は、別紙「原油価格・物価高騰による影響確認書（例）」に準拠したもの。）
 - ウ 見積書等必要額を明らかにする書類
- (2) 記入漏れや記入誤りによるエラーにより利子補給承認が遅れることがないように、下記の資料を参考に正確に作成してください。

- ア 福島県制度資金利子補給承認申請書等作成要領
- イ 福島県制度資金電算コード表

11 完了確認について

今回の資金については、これまでの他の小災害資金と異なり、事業の完了したときは速やかに完了届を提出する必要がありますので、御留意願います。

また、完了届には事業の完了を証する領収書等の写しを添付してください。